

入札説明書等に関する質問回答書
砂川地区外有害鳥獣（ニホンジカ）誘引捕獲委託事業（R 6 明許）

番号	質問事項	回答事項
①	<p>・実施期間について 実施期間が、「春」と「秋」の2つに分かれているが、春にくくりわな40基、わな稼働日数20夜以上。秋も春と同様にくくりわな40基、わな稼働日数20日夜以上。わな稼働日数は春と秋で合計わな設置52日（わな稼働日数40日夜以上）という認識で良いか。</p>	<p>・ご質問のとおりです。</p>
②	<p>・誘引餌について 現場の状況により、1カ所あたりの誘引餌の使用量は1.5kgではなくても良いか。 誘引餌は、どの大きさまで崩して使用すればよいか。</p>	<p>・特記仕様書に記載のとおり1.5kg程度とし、基本的に使用量の変更はないものとします。 また、誘引餌は手で崩せる範囲で崩して使用することとします。</p>
③	<p>・誘引餌の廃棄について 古い餌の廃棄方法は、埋設穴へ埋設で良いか。</p>	<p>・埋設することとします。</p>
④	<p>・埋設穴について 埋設穴は、掘り返し防止のために蓋をしたり、トラロープで埋設穴を囲む必要があるか。</p>	<p>・蓋をする必要はありませんが、人が埋設穴だと認識できる標識等の設置は必要です。</p>
⑤	<p>・わなの見回りについて 日々の給餌は行うが、見回りの際に近づかなくてもわなの作動がわかる通信機器を使用しても良いか。</p>	<p>・通信機器の使用は妨げませんが、特記仕様書4(2)ウ(エ)に記載のとおり、見回りは毎日行うこととします。</p>
⑥	<p>・錯誤捕獲について ツキノワグマの錯誤捕獲時の放獣作業は、弊社で対応しても良いか。ツキノワグマの放獣には、麻酔銃を使用する。 イノシシの捕獲時には、放獣となるか。</p>	<p>・別途、錯誤捕獲（麻酔銃）の契約を締結する予定であり、その契約者が放獣を実施することとします。 また、有害鳥獣捕獲を市町村に申請する際にイノシシについても同時に申請し、捕獲時には止めさしすることとします。</p>